

## ◆「マイナンバー制度」について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、平成27年10月以降、個別に配付されることとなります。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなり、具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められることとなります。

これにより、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

（詳細は以下をご覧ください）

- ・マイナンバー制度に関する情報  
社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・政府広報のページ（国民向け）  
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

マイナンバーコールセンター

0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

## 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：  
マイナちゃん



## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、 他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

## マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



### ◆日本撚糸青年協議会第50回名古屋大会が開催されました

平成27年3月14日（土）、名古屋観光ホテル（愛知県名古屋市）において、日本撚糸青年協議会第50回全国大会（当連合会の共催、(株)日本撚糸会館後援）が開催されました。今回は、

第50回という記念すべき大会で、大会記念式典が開催され、続いて、スポーツコメンテーター・元プロ野球選手 山崎武司 氏を講師に招き講演会が開催されました。

多数の方々にご参加いただきましてありがとうございました。



## ◆その他中小企業関連ホームページ等について

### I 税制に関する窓口及び相談機関

#### ① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

#### ② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

- ③ 中小企業・小規模企業向けの「消費税転嫁対策」に関するホームページ  
⇒<http://www.zei-tenka.jp>

## II 各種中小企業支援について

- ① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

- ② ミラサポホームページ<http://www.mirasapo.jp/>

ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

- ③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。